



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *8 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) 2
- *9 職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則 (") 3
- *10 生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) 5

○ 教育委員会規則

- *2 学校教育法施行細則の一部を改正する規則 5

○ 告示

- 164 特別保護地区の指定予定の通知 (環境生活総務課) 6
- 165 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 7
- 166 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請 (") 9
- 167 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 11
- 168 " (") 11
- 169 指定自立支援医療機関の変更 (") 12
- 170 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 12
- 171 道路の供用開始 (道路保全課) 12
- 172 道路の区域変更 (") 13
- 173 " (") 13
- 174 " (") 13
- 175 令和元年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会) 14
- 176 一般競争入札による落札者の決定 (") 16
- 177 貸付金の償還金の収納事務の委託 (") 17
- 178 " (") 17

○ 人事委員会告示

- 3 令和元年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験の実施 17

○ 公安委員会告示

- 5 機械警備業務管理者講習の実施 23
- 6 遊泳区域の指定 24

○ 警察本部告示

- 3 放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 25

○ 公告

- 入札公告 (教育委員会) 27

○ 公営企業管理規程

規 則

和歌山県規則第8号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年和歌山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第27条 略</p> <p><u>（平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）</u></p> <p>第28条 <u>平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（条例の規定による年金たる補償並びに第17条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあっては、条例第16条においてその例によることとされる地方公務員災害補償法第40条第3項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第3号に掲げる額を第2号に掲げる額に加えた額とする。</u></p> <p><u>(1) 平成31年4月1日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）</u></p> <p><u>(2) 平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）</u></p> <p><u>(3) 次のア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額</u></p> <p><u>ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第2号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として知事が定める率を乗じて得た額の合計額</u></p> <p><u>イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として知事が定める率を乗じて得た額</u></p>	<p>第27条 略</p>

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第9号

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則
職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年和歌山県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第1号様式（第3条関係） （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>（注） 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 （裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>別記第2号様式（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>（注） 1・2 略 3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p> <p>別記第3号様式（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>（注） 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p> <p>別記第4号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>（注） 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p> <p>別記第5号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>（注） 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>別記第1号様式（第3条関係） （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>（注） 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 （裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>別記第2号様式（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>（注） 1・2 略 3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p> <p>別記第3号様式（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>（注） 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p> <p>別記第4号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>（注） 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p> <p>別記第5号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>（注） 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>

別記第6号様式(第6条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第7号様式(第8条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第8号様式(第10条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第9号様式(第10条関係)

略

(注) 1 略
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第10号様式(第11条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第11号様式(第15条、第18条関係)

略

(注) 1 略
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第12号様式(第16条関係)
(表)

略

(注) 1~3 略
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
(裏)

略

別記第13号様式(第16条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第14号様式(第17条関係)

略

別記第6号様式(第6条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第7号様式(第8条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第8号様式(第10条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第9号様式(第10条関係)

略

(注) 1 略
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第10号様式(第11条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第11号様式(第15条、第18条関係)

略

(注) 1 略
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第12号様式(第16条関係)
(表)

略

(注) 1~3 略
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
(裏)

略

別記第13号様式(第16条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第14号様式(第17条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

和歌山県規則第10号

生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業補助規則(昭和36年和歌山県規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表第1項中「第2条第2項」を「第3条第2項」に改め、同表第3項の表教育支援資金の部教育支援費の項中「(専修学校高等課程を含む。)」及び「(専修学校専門課程を含む。)」を削り、同表備考1中「短期大学には」の次に「専門職短期大学及び」を、「専修学校専門課程を」の次に「含むものとし、大学には専門職大学を」を加え、同表第8項第4号中「当該貸付金の償還期限」を「当該貸付契約の終了の日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月21日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(学校設置の認可) 第2条 法第4条第1項前段(第134条第2項において準用する場合を含む。)及び第130条第1項の規定による学校の設置の認可の申請には、規則第3条に規定するもののほか、次の書類を添えなければならない。 (1)～(7) 略</p> <p>(分校設置の認可) 第3条 令第23条第1項第10号に規定する分校の設置に係る認可の申請には、規則第7条の規定によるもののほか、分校に関する前条各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(市町村の設置する幼稚園、義務設置の学校、専修学校及び各種学校の場合の準用) 第4条 法第4条の2及び第131条(令第24条の3第1号に係るものに限る。)並びに第25条(第1号又は第4号に係るものに限る。)及び第26条の2(第2号に係るものに限る。)の規定による学校又は分校の設置の届出には、前2条の規定を適用する。</p>	<p>(学校設置の認可) 第2条 法第4条(第134条第2項において準用する場合を含む。)及び第130条第1項の規定による学校の設置の認可の申請には、規則第3条第1項に規定するもののほか、次の書類を添えなければならない。 (1)～(7) 略</p> <p>(分校設置の認可) 第3条 令第23条第9号の規定による分校設置の認可の申請には、規則第7条の規定によるもののほか、分校に関する前条各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(市町村の設置する幼稚園、義務設置の学校、専修学校及び各種学校の場合の準用) 第4条 法第4条の2並びに令第25条第1号及び第4号、第24条の3第1号並びに第26条の2第2号の規定による学校又は分校の設置の届出には、前2条を適用する。</p>

(設置者の変更の認可)
 第5条 法第4条第1項前段の規定による学校の設置者の変更に関する認可の申請には、規則第14条の規定によるもののほか、市町村の合併による変更の場合を除き、第2条各号に掲げる書類を添えなければならない。

(二部授業の届出)
 第7条 令第25条(第5号に係るものに限る。)の規定による二部授業に関する届出には、規則第9条によるもののほか、別記様式による二部授業学級編制表を添えなければならない。

別記様式(第7条関係)
 二部授業学級編制表
 略

略

備考 1・2 略
 3 用紙は、日本産業規格A4判横長とする。

(設置者の変更の認可)
 第5条 法第4条の規定による学校の設置者の変更に関する認可の申請には、規則第14条の規定によるもののほか、市町村の合併による変更の場合を除き、第2条各号に掲げる書類を添えなければならない。

(二部授業の届出)
 第7条 令第25条の規定による二部授業に関する届出には、規則第9条によるもののほか、別記様式による二部授業学級編制表を添えなければならない。

別記様式(第7条関係)
 二部授業学級編制表
 略

略

備考 1・2 略
 3 用紙は、日本工業規格A4判横長とする。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第2条から第5条まで及び第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第164号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別保護地区の名称

大塔山系鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界の野竹法師山の山頂を起点とし、同所から黒蔵谷国有林の境界線に沿って東進し、黒蔵谷国有林1107林班ろ小班と同林班い小班との境界に至り、同所から同小班の境界を南進し黒蔵谷国有林の境界線に至り、同所より同国有林の境界線に沿って西進し大杉大小屋国有林との境界に至り、同所から同境界を南進し大塔山国有林との境界に至り、同所から大杉大小屋国有林1105林班の境界を南西に進み、大杉大小屋国有林1104林班ろ小班と大塔山国有林118林班との境界を南西に進み、大杉大小屋国有林1104林班ろ小班の境界に沿って北西に進み、大杉大小屋国有林1104林班と1105林班との境界に至り、同所から大杉大小屋国有林1105林班ろ小班の境界に沿って北西から北東に進み、大杉大小屋国有林1105林班と1106林班の境界に達し、同所から同林班の境界に沿って北進し、黒蔵谷国有林第1108林班ろ小班との境界に至り、同所から同小班の境界に沿って西進、北上し第1109林班に至り、同所から1108林班と1109林班の境界である黒蔵谷川を南西に進み、黒蔵滝を越えて1109林班に2小班の境界を西へ進み、1109林班に2小班と1109林班ほ小班との境界沿いを北西に進み、1109林班ろ小班との境界に至り、同所から同小班の境界を北西に進み、1109林班に2小班との境界に至り、同所から同小班の境界を北西に進み、田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界線に至り、同所から田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界線を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日までの10年間

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

大塔山系鳥獣保護区は、県南部の主峰大塔山を中心に四方に山稜が伸び全体として大きな山塊を形成し、多くの溪流が入り込み、谷も深く複雑な地形となっている。また、温暖な多雨地域であり、照葉樹林を中心に植生も多様であり、特別天然記念物のニホンカモシカや希少種のツキノワグマ、クマタカも生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区は野竹法師山頂から東南東側の黒蔵谷や大杉谷の一部に広がる森林地帯で、ブナ、アカガシ、ウラジロガシ、ツガ、シデ、ヒノキ、コウヤマキ、シイ、スギ等の原始的な自然が多く残されており、容易に人が入れない場所が多く多様な野生鳥獣の生息地に適していると考えられる。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

鳥獣保護管理員及び田辺市と連携し、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 令和元年6月21日から同年7月5日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

和歌山県告示第165号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1

氏名又は名称 和歌山県農業協同組合連合会 代表理事理事長 梶本毅樹

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県海南市日方字新浜1294番地

名称 和歌山県農業協同組合連合会 海南食品工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和元年6月21日から同年7月11日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市くらし部環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	硝酸化合物 (mg/L)
第10号口洗浄施設 (リンサー)	1	2,000ml ボトル 330本/分 500ml ボトル 1,000本/分	令和元年11月1日	24時間	通常	70	5-7	10	10	<1	<0.5	<0.1	<0.5	検出せず	-
					最大	90	5-7	10	10	<1	<0.5	<0.1	<0.5	検出せず	-
第10号口洗浄施設 (CIP設備)	1	34t/h 以上	令和元年10月1日	2時間	通常	300	6-8	200	300	100	10	0.1	<0.5	検出せず	<0.1
					最大	550	6-8	500	600	200	20	1.0	<0.5	検出せず	15
第10号口洗浄施設 (CIP設備)	1	30t/h 以上	令和元年10月1日	2時間	通常	300	6-8	200	300	100	10	0.1	<0.5	検出せず	<0.1
					最大	500	6-8	500	600	200	20	1.0	<0.5	検出せず	15
第10号口洗浄施設 (CIP設備)	1	22t/h 以上	令和元年10月1日	2時間	通常	200	6-8	200	300	100	20	0.1	<0.5	検出せず	<0.1
					最大	230	6-8	500	600	200	20	5.0	<0.5	検出せず	15
第10号口洗浄施設 (CIP設備)	1	45t/h 以上	令和元年10月1日	2時間	通常	600	6-8	200	300	100	20	0.1	<0.5	検出せず	<0.1
					最大	750	6-8	500	600	200	20	1.0	<0.5	検出せず	15

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	硝酸化合物 (mg/L)

排水 処理 設備	コン クリ ート 製	調整槽 (W20 × L12 × H5)	4,350	凝集 沈殿 法、 活性 汚泥 法、 炭素 繊維 式水 質浄 化、 膜ろ 過処 理	既設	通 常	処理前	3,900	4-5	400	350	300	6.0	0.5	<0.5	700	2.5	
		処理後					3,860	6-8	15	10	10	6.0	0.5	<0.5	500	0.5		
		曝気槽 (W20 × L39 × H3)				沈殿槽 (φ12 × H3)	最大	処理前	4,400	4-5	700	700	400	15	4.0	1.0	3,000	15
								処理後	4,350	6-8	20	20	15	15	4.0	1.0	2,500	3.0

別表3

排水口名	排出水の量及び汚染状態										
	区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	硝酸化 合物 (mg/L)
特定排水用海南 港排水口No.1	通常	3,860	6-8	15	10	10	6.0	0.5	<0.5	500	0.5
	最大	4,350	6-8	20	20	15	15	4.0	1.0	2,500	3.0

和歌山県告示第166号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1
氏名又は名称 和歌山県農業協同組合連合会 代表理事理事長 梶本毅樹
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県海南市日方字新浜1294番地
名称 和歌山県農業協同組合連合会 海南食品工場
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和元年6月21日から同年7月11日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市くらし部環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
					区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)	硝酸化合物(mg/L)
第10号口洗浄施設(リンサー)	1	1.5Lボトル 160本/分	既設	24時間	通常	120	4-5	10	10	<1	<0.5	<0.1	<0.5	検出せず	-
		最大			470	4-5	10	10	<1	<0.5	<0.1	<0.5	検出せず	-	
第10号口洗浄施設(リンサー)	1	2,000ml ボトル 200本/分	既設	24時間	通常	290	4-5	10	10	<1	<0.5	<0.1	<0.5	検出せず	-
		最大			360	4-5	10	10	<1	<0.5	<0.1	<0.5	検出せず	-	
第10号口洗浄施設(リンサー)	1	350ml 缶 1,000 缶/分	既設	24時間	通常	260	7	3	3	<1	<0.5	<0.1	<0.5	検出せず	-
		最大			320	7	3	3	<1	<0.5	<0.1	<0.5	検出せず	-	
第10号口洗浄施設(リンサー)	1	2,000ml ボトル 330本/分	令和元年11月1日	24時間	通常	70	5-7	10	10	<1	<0.5	<0.1	<0.5	検出せず	-
		最大			90	5-7	10	10	<1	<0.5	<0.1	<0.5	検出せず	-	
第10号口洗浄施設(CIP設備)	1	34t/h 以上	令和元年10月1日	2時間	通常	300	6-8	200	300	100	10	0.1	<0.5	検出せず	<0.1
		最大			550	6-8	500	600	200	20	1.0	<0.5	検出せず	15	
第10号口洗浄施設(CIP設備)	1	30t/h 以上	令和元年10月1日	2時間	通常	300	6-8	200	300	100	10	0.1	<0.5	検出せず	<0.1
		最大			500	6-8	500	600	200	20	1.0	<0.5	検出せず	15	
第10号口洗浄施設(CIP設備)	1	22t/h 以上	令和元年10月1日	2時間	通常	200	6-8	200	300	100	20	0.1	<0.5	検出せず	<0.1
		最大			230	6-8	500	600	200	20	5.0	<0.5	検出せず	15	

第10号口洗浄施設(CIP設備)	1	45t/h以上	令和元年10月1日	2時間	通常	600	6-8	200	300	100	20	0.1	<0.5	検出せず	<0.1
					最大	750	6-8	500	600	200	20	1.0	<0.5	検出せず	15

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法(m)	能力(m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
						区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)	硝酸化合物(mg/L)	
排水処理設備	コンクリート製	調整槽(W20×L12×H5) 曝気槽(W20×L39×H3) 沈殿槽(φ12×H3)	4,350	凝集沈殿法、活性炭汚泥法、炭素繊維式水質浄化、膜ろ過処理	既設	通常	処理前	3,900	4-5	400	350	300	6.0	0.5	<0.5	700	2.5
							処理後	3,860	6-8	15	10	10	6.0	0.5	<0.5	500	0.5
						最大	処理前	4,400	4-5	700	700	400	15	4.0	1.0	3,000	15
							処理後	4,350	6-8	20	20	15	15	4.0	1.0	2,500	3.0

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態										
	区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)	硝酸化合物(mg/L)
特定排水水用海南港排水口No.1	通常	3,860	6-8	15	10	10	6.0	0.5	<0.5	500	0.5
	最大	4,350	6-8	20	20	15	15	4.0	1.0	2,500	3.0

和歌山県告示第167号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
ローズマリー薬局	岩出市西安上字林前62番地3	—	北村泰亨	令和元.6.1

和歌山県告示第168号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の

規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
テラウチ薬局岩出 中央店	岩出市中迫557-1	—	前田浩	令和 元. 6. 1

和歌山県告示第169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
TRYAD合同会社	東牟婁郡那智勝浦町大 字宇久井1730-324	医療機関の所 在 地	東牟婁郡那智勝浦町 大字市屋855番地	東牟婁郡那智勝浦町大 字宇久井1730-324	平成 26. 5. 10

和歌山県告示第170号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第171号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海南市重根字伏山1979番1地先から同市木津字出口177番1地先まで

供用開始の期日 令和元年6月22日午後3時

和歌山県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南吉備線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海南市下津町百垣内字垣内586番地先から同市下津町百垣内字垣内584番地先まで	旧	4.34 } 4.89	30.33	県道引尾下津線重用延長 L=30.33
同上	新	10.01 } 12.30	30.25	県道引尾下津線重用延長 L=30.25

和歌山県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海南市下津町百垣内字垣内586番地先から同市下津町百垣内字垣内584番地先まで	旧	4.34 } 4.89	30.33	県道海南吉備線重用延長 L=30.33
同上	新	10.01 } 12.30	30.25	県道海南吉備線重用延長 L=30.25

和歌山県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高町大字原谷字油河546番1地先から同町大字原谷字油河543番1地先まで	旧	12.61 } 54.89	92.27	
同上	新	11.50 } 48.60	92.27	

和歌山県告示第175号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和元年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称

令和元年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を

用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 3の（1）のサに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足しているものを提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書（事業概要書）

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

（ウ）個人にあっては、住所地が所在する市町村民税又は特別区が課する特別区民税

ク 役員調書

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 和歌山県が示す令和元年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借仕様書に対する提案書

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく入札参加資格に関する知事の審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和元年6月21日（金）から同年7月4日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、令和元年7月9日（火）午後4時までに和歌山県立和歌山工業高等学校に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西浜三丁目6番1号

和歌山県立和歌山工業高等学校本館1階 応接室

(2) 日時

令和元年7月4日（木）午後3時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和元年7月4日（木）から同月18日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後4時までの間に、

6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立和歌山工業高等学校 事務室

和歌山市西浜三丁目6番1号

郵便番号 641-0036

電話番号 073-444-0158

ファクシミリ番号 073-444-2510

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和元年8月2日（金）までに郵送により通知する。

9 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、不適格認定の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第176号

教育ネットワーク構築・運用及び通信機器等賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

教育ネットワーク構築・運用及び通信機器等賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

3 落札者を決定した日

令和元年6月6日

4 落札者の氏名及び住所

NECAP/OPTAGEコンソーシアム

（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目15番3号

（構成員）株式会社オプテージ

大阪府大阪市中央区城見二丁目1番5号

5 落札金額

455,546,520円（うち消費税及び地方消費税の額41,413,320円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年4月26日

和歌山県告示第177号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、貸付金の償還金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 委託の相手方
弁護士法人ライズ綜合法律事務所
埼玉県さいたま市大宮区大門町一丁目1番地 ミナトビル5階
- 2 委託した貸付金の償還金
修学奨励金の貸付金の償還金に係る未収金のうち県の指定するもの
- 3 委託期間
令和元年6月3日から令和2年3月31日まで

和歌山県告示第178号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、貸付金の償還金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 委託の相手方
リボーン債権回収株式会社
東京都港区西麻布二丁目24番11号
- 2 委託した貸付金の償還金
修学奨励金の貸付金の償還金に係る未収金のうち県の指定するもの
- 3 委託期間
令和元年6月3日から令和2年3月31日まで

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

令和元年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。

令和元年6月21日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和元年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

- 1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分		採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A	男性一般	6人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	
	女性一般	2人程度		
	女性武道（柔道）	1人程度	女性一般の職務に加え職員に対して武道指導を行う。	

	語学 (英語)	1人程度	男性一般又は女性一般の職務に加え通訳業務を行う。	令和2年4月以降
警察官B	男性	30人程度	上記警察官A男性一般又は女性一般の職務内容と同じ。	
	女性	15人程度		

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

試験区分		学歴・資格等	年齢及び性別
警察官A	男性一般	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和2年3月末日までに卒業見込みの人	昭和62年4月2日以降に生まれた男性
	女性一般	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和62年4月2日以降に生まれた女性
	女性武道 (柔道) (※1)	女性一般の受験資格を有し、柔道の段位（※2）が2段以上の人で公益財団法人全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（令和2年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）	昭和62年4月2日以降に生まれた女性
	語学 (英語) (※1)	男性一般又は女性一般の受験資格を有し、次のいずれかの資格等を有する人 なお、それぞれの資格等は平成26年4月1日以降に取得したものに限り、 ア 実用英語技能検定 準1級以上 イ TOEIC 700点以上 ウ TOEFL (iBT) 76点以上 エ 国際連合公用語英語検定試験B級以上	昭和62年4月2日以降に生まれた男性又は女性
警察官B	男性	上記警察官A男性一般の受験資格に該当しない人	昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた男性
	女性	上記警察官A女性一般の受験資格に該当しない人	昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた女性

(※1) 女性武道（柔道）及び語学（英語）の試験区分については、資格等の証明書の写しを、受験申込みの際に提出し、第1次試験当日に原本を提示できる人に限る。

(※2) 柔道の段位については公益財団法人講道館から授与されたものに限る。また、受験資格に定める資格等を令和2年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

注 資格等が受験資格に該当するかが明らかでない場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	令和元年9月22日（日）午前9時	和歌山市 田辺市 (※)	令和元年10月上旬に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	令和元年10月下旬	和歌山市	令和元年11月上旬に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに、合格者に通知する。

第3次試験	令和元年11月中旬	和歌山市	令和元年11月下旬に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに、合格者に通知する。
-------	-----------	------	---

(※) 女性武道(柔道)及び語学(英語)の第1次試験会場は和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
教養試験(※1) (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50問)
実技試験(※2)	500点	柔道についての実技試験
専門試験(口述)(※3)	500点	語学力(英語)についての口述試験(読取りを含む。)
資格加点(※4)	別表に掲げる対象となる資格等を有する者又は当該対象となる資格等に合格した者に加点する。	
適性検査	職務遂行上必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。	

(※1) 教養試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で行う。

(※2) 実技試験は女性武道(柔道)の受験者のみ実施する。

女性武道(柔道)の受験者は、講道館柔道試合審判規定に定められている柔道衣を持参すること。

(※3) 専門試験(口述)は、語学(英語)受験者のみ実施する。

(※4) 資格加点は、警察官A男性一般、警察官A女性一般、警察官B男性又は警察官B女性の受験者のうち、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。

また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も点数の高いもののみを加点する。

なお、柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限り、情報処理については平成13年度以降に実施されたものに限る。

別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
語学(英語)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定1級 ・ TOEIC 900点以上 ・ TOEFL(iBT) 101点以上 ・ TOEFL(PBT) 607点以上 ・ TOEFL(CBT) 253点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験A級以上 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定準1級 ・ TOEIC 700点以上900点未満 ・ TOEFL(iBT) 76点以上101点未満 ・ TOEFL(PBT) 540点以上607点未満 ・ TOEFL(CBT) 207点以上253点未満 ・ 国際連合公用語英語検定試験B級 	40点

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定2級 ・ TOEIC 500点以上700点未満 ・ TOEFL (iBT) 52点以上76点未満 ・ TOEFL (PBT) 470点以上540点未満 ・ TOEFL (CBT) 150点以上207点未満 ・ 国際連合公用語英語検定試験C級 	30点
情報処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ ITストラテジスト試験 ・ システムアーキテクト試験 ・ プロジェクトマネージャ試験 ・ ネットワークスペシャリスト試験 ・ データベーススペシャリスト試験 ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ ITサービスマネージャ試験 ・ システム監査技術者試験 ・ 応用情報技術者試験 ・ 情報セキュリティスペシャリスト試験 ・ 情報処理安全確保支援士試験 ・ システムアナリスト試験 ・ アプリケーションエンジニア試験 ・ ソフトウェア開発技術者試験 ・ テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験 ・ テクニカルエンジニア(データベース)試験 ・ テクニカルエンジニア(システム管理)試験 ・ テクニカルエンジニア(エンベデッドシステム)試験 ・ テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験 ・ 情報セキュリティアドミニストレータ試験 ・ 上級システムアドミニストレータ試験 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本情報技術者試験 ・ 情報セキュリティマネジメント試験 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ITパスポート試験 ・ 初級システムアドミニストレータ試験 	30点
財務	・ 日商簿記検定1級	50点
	・ 日商簿記検定2級	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験(立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走)
論文試験 (1時間30分) 【警察官A】	200点 (※)	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)
作文試験 (1時間) 【警察官B】	200点 (※)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験(800字程度)
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査(胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無及び聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)

(※) 論文試験及び作文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に平成30年度の論文及び作文のテーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

検査項目	合格基準
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力等)	職務遂行に支障がないこと。

注 上記検査項目のうち、視力については合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、教養試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県警察本部ホームページの「採用情報」欄にある「試験情報」を選択し、「令和元年度第2回和歌山県警察官A・警察官B採用試験」の電子申請サービスを選択して画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県警察ホームページの「採用情報」欄の「試験情報」（<https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/recruit/shiken/index.html>）又は、和歌山県ホームページの「和歌山県職員採用情報」（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/210100/saiyou.html>）から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

〈申込用紙の配布場所〉

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター

県内各警察署

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

和歌山県東京事務所

和歌山県名古屋観光センター

また、配布場所まで申込用紙を取りに行くことができない場合は、和歌山県警察本部警務課まで問

い合わせること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

令和元年7月1日（月）午前10時から同年8月13日（火）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

令和元年7月1日（月）から受付を開始し、同年8月13日（火）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受験することができない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和2年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、令和2年4月1日以外の日に採用される場合がある。

警察官Aの試験区分で受験した者のうち、大学卒業見込みで受験した人は、令和2年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額（平成31年4月1日現在）は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

大学卒	短大2卒	高校卒
206,900円	188,700円	174,400円

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができる。情報提供を

希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。ただし、インターネットにより受験申込みを行った受験者は、「和歌山県電子申請サービス」により、情報提供を受けることができる。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の午後3時から1か月間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験と第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	午前9時（情報提供期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験と第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次試験までを合わせた総合得点及び総合順位	インターネットにより受験申込みを行った受験者は、合格発表の日の午後3時から1か月間「和歌山県電子申請サービス」により提供を受けることができる。

10 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第5号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年6月21日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 講習の実施期間、実施場所及び定員

(1) 講習期間

令和元年7月29日（月）から同年8月1日（木）までの4日間

(2) 講習場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館 504会議室

(3) 定員

20名

2 受講を希望する者の手続

受講を希望する者は、令和元年7月1日（月）から同月3日（水）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、3の提出書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

3 提出書類等

(1) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真1枚を貼付したもの）

(2) 手数料

38,000円（和歌山県証紙により納付すること。）

4 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
 (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

5 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

6 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係
 電話番号 073-423-0110（内線3054・3055）

和歌山県公安委員会告示第6号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和元年6月21日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
地ノ島海水浴場	有田市初島町浜	有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和元年7月1日から同年8月31日まで
橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町鬮野川	東牟婁郡串本町鬮野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和元年6月30日から同年8月31日まで
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原（字山谷）地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
三輪崎海水浴場	新宮市三輪崎	新宮市三輪崎地先の海域で、「三輪崎海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和元年7月14日から同年8月18日まで
加太海水浴場	和歌山市加太	和歌山市加太（北丁）地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和元年6月24日から同年9月5日まで
玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和元年6月25日から同年8月31日まで
宇久井海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井地先の海域で、「宇久井海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和元年6月25日から同年8月31日まで
湯川海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字二河	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先の海域で、「湯川海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和元年6月25日から同年8月31日まで
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和元年6月25日から同年9月30日まで
浪早ビーチ	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和元年7月1日から同年8月31日まで

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和元年6月21日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

(3) 調達役務の仕様等

放置車両確認事務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、令和元年6月21日（金）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、都道府県税及び社会保険料に未納がない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する、資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。
- (10) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。
- (11) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。
- (12) 和歌山県内に事務所を有していること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この総合評価一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書（定款を添付すること。）

- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- カ 所在地見取図
- キ 一般競争入札参加資格審査申請提出書類確認書
- ク 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
- ケ 印鑑証明書（入札公告の日以降に交付されたもの）
- コ 次に掲げる税金等に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
 - （ア）法人税並びに消費税及び地方消費税
 - （イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目
 - （ウ）社会保険料の滞納がない旨の証明（提出日直近1年分）

サ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

シ 和歌山県公安委員会から交付を受けた2の（11）の登録に係る登録通知書又は登録更新通知書の写し

ス 駐車監視員資格者証の写し

(2) (1) のアからキまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和元年6月21日（金）から同年7月8日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、令和元年6月21日（金）から同年7月9日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センターに対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

令和元年7月5日（金）午後3時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和元年6月21日（金）から同年7月12日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

6 資格審査申請書類の配布及び提出場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

和歌山市西1番地 交通センター2階

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0356

ファクシミリ番号 073-475-0359

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和元年7月19日（金）までに通知する。

8 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由につ

いて説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和元年7月29日（月）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4)説明を求めた者に対する回答は、令和元年7月31日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

令和元年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第16条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和元年度

(2) 調達役務の名称

令和元年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器の賃貸借

(3) 調達役務の内容

令和元年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 調達役務の履行場所

和歌山県立和歌山工業高等学校

和歌山市西浜三丁目6番1号

(5) 契約期間

令和元年10月1日（火）から令和6年9月30日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和元年和歌山県告示第175号に規定する令和元年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山県立和歌山工業高等学校 事務室

和歌山市西浜三丁目6番1号

(2) 日時

令和元年6月21日（金）から同年8月5日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

令和元年6月21日（金）から同年7月4日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後4時まで

で

(2) (1) により交付する仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和元年7月4日（木）午前9時から同月9日（火）午後4時までの間に、和歌山県立和歌山工業高等学校に対して、入札説明書に規定する所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西浜三丁目6番1号

和歌山県立和歌山工業高等学校本館1階 応接室

イ 入札日時

令和元年8月6日（火）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和元年8月5日（月）午後4時までに和歌山県立和歌山工業高等学校に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から一般競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立和歌山工業高等学校の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立和歌山工業高等学校の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県立和歌山工業高等学校
 - イ 所在地
和歌山市西浜三丁目6番1号
郵便番号 641-0036
電話番号 073-444-0158
ファクシミリ番号 073-444-2510
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Lease and maintenance of information processing equipment for information processing room
- (2) Time limit for tender :
11:00 a.m. Tuesday 6 August 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 4:00 p.m. Monday 5 August 2019)
- (3) Contact point for the notice :
Wakayama Technical High School Office
3-6-1 Nishihama Wakayama City, 641-0036, Japan
TEL : 073-444-0158
FAX : 073-444-2510

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業財務規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
別記第17号様式及び別記第18号様式を次のように改める。

別記第17号様式(第16条関係)

納入通知書 兼領収証書 納付書 和歌山県公営企業 No.	
〒	
住所	
方書	
氏名	
様	
年度	
金額	
(うち消費税額 円)	
1 納期限を過ぎますと、督促状を出し納期限の翌日から納付の日まで年14.6%(納期限の翌日から1ヶ月までの期間は年7.3%)の割合で、延滞金(違約金)が徴収されます。 2 納付場所...株式会社 紀陽銀行 納期限 年 月 日 上記のとおり納付して下さい。 年 月 日	
和歌山県知事	上記の通り領収しました
納入者保管	

収納済通知書 和歌山県公営企業 No.					
〒					
住所					
方書					
氏名					
様					
年度					
金額					
(うち消費税額 円)					
勘定科目	款	項	目	節	細節
					
納期限 年 月 日					
上記のとおり収納しましたので通知します。					
					領収日付印
和歌山県企業出納員様					
出納取扱金融機関(紀陽銀行)→和歌山県公営企業保管					

収納済通知書(控) 和歌山県公営企業 No.	
〒	
住所	
方書	
氏名	
様	
年度	
金額	
(うち消費税額 円)	
納期限 年 月 日	
領収日付印	
出納取扱金融機関保管	

別記第18号様式(第16条関係)

納入通知書 納付書 兼領収証書 和歌山県公営企業 No.	
〒	
住所	
方書	
氏名	
様	
年度	
金額	
(うち消費税額 円)	
1 納期限を過ぎますと、督促状を出し納期限の翌日から納付の日まで年14.6%(納期限の翌日から1ヶ月までの期間は年7.3%)の割合で、延滞金(違約金)が徴収されます。 2 納付場所...株式会社 紀陽銀行 納期限 年 月 日 上記のとおり納付して下さい。 年 月 日	
和歌山県知事	上記の通り領収しました
納入者保管	

収納済通知書 和歌山県公営企業 No.					
〒					
住所					
方書					
氏名					
様					
年度					
金額					
(うち消費税額 円)					
勘定科目	款	項	目	節	細節
					
納期限 年 月 日					
上記のとおり収納しましたので通知します。					
				領収日付印	
和歌山県企業出納員様					
出納取扱金融機関(紀陽銀行)→和歌山県公営企業保管					

収納済通知書(控) 和歌山県公営企業 No.	
〒	
住所	
方書	
氏名	
様	
年度	
金額	
(うち消費税額 円)	
納期限 年 月 日	
領収日付印	
出納取扱金融機関保管	

別記第21号様式、別記第23号様式、別記第23号様式の2及び別記第25号様式の2中「平成」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。